

改正

平成19年9月28日条例第33号

平成24年3月28日条例第2号

平成24年12月21日条例第38号

佐久市立図書館条例

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市立中央図書館	佐久市猿久保44番地1
佐久市立臼田図書館	佐久市下小田切124番地1
佐久市立浅科図書館	佐久市八幡229番地
佐久市立望月図書館	佐久市望月263番地

2 佐久市立中央図書館に次の分館を置く。

名称	位置
サングリモ中込図書館	佐久市中込1丁目19番地2

(入館の制限)

第3条 佐久市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館(分館を含む。以下同じ。)への入館若しくは図書館の利用を拒否し、又は図書館からの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 図書館の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その利用を不相当と認めるとき。

(損害賠償の義務)

第4条 図書館の施設、設備、備品、資料等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(図書館協議会)

第5条 法第14条第1項の規定に基づき、佐久市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。
- 3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日条例第33号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。（後略）
（佐久市立図書館条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 この条例の施行の際現に第5条の規定による改正前の佐久市立図書館条例第5条の規定により任命された図書館協議会の委員は、第5条の規定による改正後の佐久市立図書館条例第5条第2項の規定により任命された図書館協議会の委員とみなす。

附 則（平成24年12月21日条例第38号）

この条例は、平成25年3月10日から施行する。